

返戻金制度

採用決定者が勤務開始日以後、6ヶ月以内に雇用契約を終了した場合、支払われた紹介手数料のうち、下記の通り返還するものとする。但し、雇用者の責による解雇、雇用主に起因する退職、採用決定者の死亡、天災事変等の不測の事態、その他乙の免責が相当と推察される事由の場合は、返還の適用を除外するものとする。

1ヶ月以内に雇用契約を終了した場合	100%
3ヶ月以内に雇用契約を終了した場合	50%
6ヶ月以内に雇用契約を終了した場合	25%
6ヶ月経過後に雇用契約を終了した場合	0%